

令和8年度 若竹幼児教育センター「入園のしおり」

施設の目的及び運営の方針

(1) 運営主体（事業者の概要）

事業者の名称	潟上市
事業者の所在地	潟上市天王棒沼台 2 2 6 - 1
事業者の連絡先	018-853-5301
代表者氏名	鈴木 雄大

(2) 施設の概要

種別	幼保連携型認定こども園							
名称	潟上市立若竹幼児教育センター							
所在地	潟上市飯田川下虻川字ハツロ 8 0 番地							
連絡先	電話番号 018-877-4050 FAX 番号 018-877-7350							
施設長氏名	伊藤 深有希							
開設年月日	昭和 4 8 年 4 月 1 日							
利用定員	年齢区分	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	合計
	1 号	一 人	一 人	一 人	5 人	5 人	5 人	1 5 人
	2 号・3 号	6 人	1 2 人	1 2 人	1 0 人	2 5 人	2 5 人	9 0 人
	合計	6 人	1 2 人	1 2 人	1 5 人	3 0 人	3 0 人	1 0 5 人
当園の基本理念・方針		【基本方針】 *健康で安全な環境のもと、温かな触れ合いを通して、発達過程を大切に した教育・保育を展開し、丈夫な体と豊かな感性をはぐくみます。 【教育・保育方針】 ・子どもが本来もっている豊かな感性や主体性、成長しようとする力を育てます。 ・多様な直接体験ができるように、また自ら進んで遊びに取り組めるように環境による保育を大切にします。 ・乳幼児の自然な交流を大切にし、職員みんなで園全体の子どもの育ちを支えます。 ・基本的生活習慣や社会のルールを身に付け、これからの社会を生きる力を育てます。 ・親と子どもが共に育つように子育てを支え、家庭や地域との関わりを大切にします。 ・食べる意欲を育み、食から広がる豊かな生活への支援をします。 ・子どもについて学ぶ姿勢をもち日々の研修を大事にします。						

(3) 施設の概要

敷地	敷地全体	6, 223 m ²
	園庭	2, 905 m ²
園舎	構造	鉄筋コンクリート造 1階建
	延べ	1, 699 m ²

(4) 主な設備の概要

設備	部屋数	備考
乳児室	2 室	子育て支援センター・誰でも通園保育
ほふく室	1 室	一時預かり保育
保育室	7 室	みかん組：3歳児クラス うさぎ組：4歳児クラス つ き組：5歳児クラス
遊戯室、ホール	2 室	
調理室	1 室	
職員室	1 室	
会議室	1 室	

(5) 職員体制（令和8年4月1日 現在）

職種	員数	常勤	非常勤	備考
園長	1 人	1 人	人	
主幹保育教諭	1 人	1 人	人	
専門員	1 人	1 人	人	
保育教諭	8 人	3 人	5 人	内1名週3日代替
保育士	1 人	人	1 人	
保育補助	4 人	人	4 人	
軽作業員	1 人	人	1 人	
調理員（委託）	4 人	4 人	人	
園医（内科医）	1 人		1 人	
園医（歯科医）	1 人		1 人	
園薬剤師	1 人		1 人	

(6) 利用定員ごとの提供する日及び時間並びに提供を行わない日

【1号認定子ども（教育標準時間認定）】

提供する曜日	月曜日から金曜日まで	
保育時間	教育標準時間	午前8時30分～午後2時30分（6時間）
預かり保育	保育時間	朝：8時～8時30分
		夕：14時30分～17時
		土曜：なし
休業日	土曜日・日曜日・祝日・休日保育の振替日	
	年末年始（12月29日～1月3日）	
	春季（3月22日～4月3日）預かり保育休業日（3月26日～4月3日）	
	夏季（7月23日～8月25日）預かり保育休業日（8月13日～8月15日）	
	冬季（12月26日～1月13日）預かり保育休業日（12月29日～1月3日）	

【2号・3号認定子ども（保育認定）】

提供する曜日	月曜日から土曜日まで	
保育時間	保育標準時間	午前7時30分～午後6時30分（11時間）
	保育短時間	午前7時30分～午後3時30分（8時間）
延長保育	保育標準時間	朝：なし
		夕：午後6時30分～午後7時
	保育短時間	朝：なし
		夕：午後3時30分～午後6時
開所時間	月～金曜日	午前7時30分～午後6時30分
	土曜日	午前7時30分～午後6時30分
休業日	日曜日・祝日	
	年末年始（12月29日～1月3日）	

※令和7年4月1日より、土曜日等共同保育を実施。

潟上市立昭和こども園（潟上市昭和大久保字堤の上1－3）にて土曜日保育を行う。

TEL 838-0140

(7) 利用料等

利用者負担（月額保育料）	利用子どもが居住する市町村が定める利用者負担（保育料）		
実費徴収	日本スポーツ振興センター負担金	一年払い	170 円
	絵本代	年齢によって金額が異なる	
	保護者会費	月500円	年間 6,000 円
その他	1号認定子どもの預かり保育に係る費用	平日1日当たり 8時～8時30分 14時30分～17時	200 円
		長期休業中 8時30分～ 14時30分	3,000 円
	2号・3号認定子どもの延長保育に係る費用	1日当たり 18時30分～19時	200 円
		1月当たり (月15日以上)	3,000 円

(8) 支払方法

・口座振替可能 保育料、預かり保育料、延長保育料 ・現金払い 実費徴収のもの

(9) 提供する特定教育・保育の内容

子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、利用子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育を提供します。
--

(10) 年間行事予定 ☆は保護者参加の行事

月	行事内容
4月	進級式 入園式
5月	節句の会 園外保育 内科健診 ☆保育参観
6月	歯科検診 ☆保護者早朝奉仕作業
7月	☆若竹まつり プール開き ☆個人面談
8月	飯田川鷺舞まつり（5歳児） クッキング
9月	園外保育 クッキング
10月	☆運動会 内科健診 園外保育 サツマイモ掘り クッキング
11月	☆祖父母参観 ☆お楽しみ会
12月	クリスマス会
1月	はじまりの会（剣道、書道体験）
2月	節分の会 お別れ会 新入園児説明会 ☆保育参観
3月	ひなまつり会 ☆卒園式 修了式

（１１）利用の開始及び終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項

利用者の内定	【１号認定子ども】 ・施設の管理者が定めた選考方法による 【２号・３号認定子ども】 ・市が行う利用調整による
利用決定	利用契約書の締結による
退園理由	・１号・２号・３号認定子どもに該当しなくなったとき（卒園を含む。） ・保護者から退園の申出があったとき ・利用継続が不可能であると市が認めたとき ・その他、利用継続の重大な支障又は困難が生じたとき
利用に当たっての留意事項	・登園は９時までにお願いします。 ・当日に欠席、又は登園が遅れることを連絡する場合は９時までにキッズビュー入力にてご連絡ください。 ・原則として、保育時間内でのお迎えをお願いします。緊急の場合で、お迎えが遅れたり、延長保育を利用する場合には園に連絡をお願いします。 ・熱がある場合は登園を控えてください。また、登園後に 37.5℃を超えた場合や、体調不良による嘔吐等の場合にはお迎えの連絡をさせていただきます。

（１２）学校医・嘱託医

医療機関の名称	神田医院
医院長名	神田 仁
所在地	潟上市飯田川下虻川字屋敷１００番地
電話番号	０１８－８７７－２００４

（１３）学校歯科医・嘱託歯科医

医療機関の名称	高橋歯科医院
医院長名	高橋 達弥
所在地	潟上市飯田川下虻川字屋敷１２９番地３
電話番号	０１８－８７７－２３５６

（１４）緊急時における対応方法

特定教育・保育の提供中、利用子どもに体調の急変などがあった場合、すみやかに利用子どもの保護者又は緊急連絡先、その他医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じます。

【管轄する消防署】

消防署名	湖東地区消防本部
所在地	南秋田郡井川町浜井川喜兵衛堰 1 0 番地 1
電話番号	0 1 8－8 7 4－2 4 2 0

【管轄する警察署】

警察署名	秋田県警察五城目警察署
所在地	南秋田郡五城目町七倉 1 7 8 番地 4
電話番号	0 1 8－8 5 2－4 1 0 0

（ 1 5 ）非常災害対策

防火管理者	伊藤 深有希
消防計画届出年月日	令和 8 年 4 月 1 日
避難訓練	避難及び消火を想定した訓練を月 1 回実施します。
防災設備	消火器、誘導灯、火災報知器、防火扉を備えています。
避難場所	園庭、飯田川小学校グラウンド、B&Gプール駐車場、 市民センター飯田川館
緊急時の連絡手段	電話、スマートビュー配信、潟上市からの情報提供 等

（ 1 6 ）相談・要望・苦情窓口

相談・苦情受付担当者	浅野 真澄	主幹保育教諭
相談・苦情解決責任者	伊藤 深有希	園長
第三者委員		(電話番号)
		民生児童委員
		(電話番号)
		民生児童委員

【要望・苦情等への対応方法】

要望・苦情等の内容を受付けた場合には、要望・苦情等の内容を記録し、市からの求めがあった場合には、必要な改善を行い、市に報告をします。

(17) 賠償責任保険の加入状況

以下の保険に加入しています。

種類	災害の範囲		給付金額
医療費 (負傷・疾病)	・原因である事由が園の管理下で生じたもので、治療（健康保険等の医療保険対象のもの）に要する費用の額が 500 点（5,000 円）以上のもの ・けがの他、皮膚炎、熱中症、溺水などの疾病も含まれる		・医療保険診療の医療費総額の 4 割（そのうち 1 割の付加給付）の額 ・高額療養費の対象となる場合は、自己負担額に 1 割の付加給付分を加算した額
障害見舞金	上記けがや疾病が治った後に障害が残ってしまった場合（その程度により第 1 級から第 14 級に区分される）		4,000 万円～88 万円 (通園中の災害の場合、2,000 万円～44 万円)
死亡見舞金	突然死	運動などの行為に起因する突然死（園の管理下において発生したもの）	3,000 万円 (通園中の災害の場合、1,500 万円)
		運動などの行為と関連のない突然死（園の管理下において発生したもの。乳幼児突然死症候群など。）	1,500 万円 (通園中の災害の場合も同額)

※独立行政法人日本スポーツ振興センター災害給付制度保険に加入しています。

(18) 個人情報の取り扱い

(個人情報の取り扱い方法)

特定教育・保育の提供に当たって、職員及び職員であった者が知り得た個人情報や秘密は、法令による場合を除くほか、保護者の同意を得ずに第三者に提供することはありません。